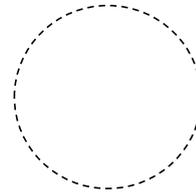


新1号用

【申請者の方へ】

この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。



子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)

(あて先) 京田辺市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び保護者や同居親族の市町村住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者等に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

(※1) 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申請に係る子ども

記入日：令和 年 月 日

Table with 3 columns: 申請に係る子ども (フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日), 施設名, 施設(事業)の所在地 (市内・市外), 利用開始(予定)日. Includes fields for personal number and specific location details.

保護者(単身赴任や離婚協議中で同一住所にいない場合も原則として記載が必要です)

Table for guardian information with columns for 主となる保護者, 利用開始時点の住所, もう一方の保護者, 利用開始時点の住所. Includes fields for name, address, contact info, and birth date.

該当する口にレ点を付けてください。

Form for selecting household type: ★ひとり親世帯の該当の有無について. Options include: ひとり親世帯でない, 離婚協議中である, 離婚が成立している / 未婚 / 配偶者と死別しているかつパートナーと同居していない, その他.